

# 安政五年の三社奉幣（上）

神社本庁録事  
國學院大學講師

武田秀章

はじめに

- 一 安政五年の政治情勢
- 二 勅使問題（以上本号）
- 三 天皇御挙儀（以下次号）
- 四 三社奉幣の社会的反響

おわりに

はじめに

本稿の目的は、安政五年に行われた公卿勅使発遣・三社奉幣について、その歴史的意義と社会的影響を検討することである。

安政五年は幕末維新史の大きな転換点であった。この年、老中堀田正睦の通商条約勅許奏請とその「列参」による却下という画期的な事件があった。それは、条約問題に関わる天皇の政治的意志表示に端を発し、従来の朝幕関係の転換のみならず、撰家を中心とする朝廷内秩序の急激な変動をも促したのである。<sup>(1)</sup>

周知のように、近世を通じて、幕府の基本方針は一貫して朝廷統制にあった。元和元年の「禁中並公家諸法度」は幕府が朝廷に与え、その遵守を誓わせた統制のための法度であり、天皇の徹底的な非政治化と御所内への封じ込め、関白・議奏・伝奏制による一部公家の朝廷内支配によって、天皇・朝廷の政治的・社会的影響力を抑制してゆくことが幕府の根本政策だったのである。<sup>(2)</sup>

ところが、安政五年に至って、この朝廷統制の基本的枠組は覆された。孝明天皇は、幕府の通商条約勅許奏請を契機として、条約勅許拒否という明確な政治的意志表明をお示しになられた。それは、朝廷内の廷臣に対する意志表明（安政五年一月以降頻発される「宸翰」）から、老中に対する条約勅許拒否の意志表示（三月二十日勅答）、さらには全国の大名に対する直接の意志表示（戊午の密勅）となつて発現したのである。それこそは、「国体の安危」にかかわってはじめて出された天皇の政治的意志表示であった。ここに、幕府開設以来、幕府の法渡支配・撰家支配によって厳封されてきた天皇の政治的意志が発現し始めたのである。これに伴って、朝廷内に天皇の「叡慮」を根拠として宫廷改革・攘夷貫徹・王政復古を主張する中堅以下の廷臣の政治勢力が急浮上し、従来通り朝幕協調政策のもとに朝廷を運営していくこうとする関白主導下の朝廷会議と鋭く対立してゆく。

以上のような全体状況の急激な転換を背景として、孝明天皇は公卿勅使・三社奉幣使発遣（神宮・石清水社・賀茂下上社）を発意される。そもそも公卿勅使の制は、平安期以降の内廷組織の整備に即応して、股肱の近臣をもつて天皇の御願をより直截に神宮に伝えることにその意義があつたとされる。<sup>(3)</sup> 幕末、安政五年度の公卿勅使も、列参による朝議撤回、関白の専断打破という事態に即応して、天皇の意を体した股肱の廷臣が、その願意をより直截に祈願するた

めに発遣された。それは、右のような天皇の観慮の公然化、それを根拠とする朝廷内秩序の変更を如実に反映、從来の朝廷祭祀の枠を越え、近代の天皇親政・天皇親祭を展望するものであった。ここにおいて孝明天皇は、旧来の朝廷制度とは異なった、いわば天皇を主体とする朝政体制、天皇親政・親祭体制の模索を行われたと見ることができる。さらにそれは、従来の御所内に限定されていた朝廷祭祀にはなかつた広汎な社会的反響を喚起し、そこで示された祭祀者としての天皇像は、これ以降全国民的関与のもとに展開して行く尊攘運動の、不可欠の前提となつていった。

ここで公卿勅使・三社奉幣の制について、若干概観しておきたい。公卿勅使は、国家の大事に際して、定例の奉幣とは別に、重位の廷臣を発遣するところにその本旨があつた。公卿勅使発遣は、南北朝、後醍醐天皇の御代における勅使発遣を最後にして中絶、大嘗祭・新嘗祭以下の恒例祭祀同様、長い中断期間を経過する。かかる中世<sup>(4)</sup>以降の朝儀廢絶の状況に対する「朝儀再興」の課題は、近世朝廷の最重要課題であつた<sup>(5)</sup>。この「朝儀再興」のスローガンのもと、大嘗祭・新嘗祭・神宮例幣等、数々の朝廷祭祀が再興されてゆく。この中で、公卿勅使は、正保四年、神嘗祭奉幣（神宮例幣）再興の由奉告に際して三百十九年振りに再興される。神宮への公卿勅使発遣は、これ以後四回に及び、安政五年の公卿勅使発遣は、近世に入って六度目の公卿勅使発遣であつた。さらに、神宮に付随して石清水社及び賀茂下上社の勅使を発遣する三社奉幣についていえば、おそらく卓享四年十月、東山天皇の大嘗祭に際して行われた三社奉幣が、近世の三社奉幣の端緒であつたようと思われる。<sup>(6)</sup>

本稿は、右のような歴史的背景を有する安政五年の公卿勅使発遣・三社奉幣について、これを孝明天皇の、旧来の朝廷制度を越えた新しい朝政体制、天皇親政・親祭体制の模索と見る立場から、近代天皇制度形成を視野に入れつつ、その歴史的意義を考察しようとするものである。

## 一 安政五年の政治情勢

### 1、勅許奏請

以下では、公卿勅使発遣、三社奉幣の前提となつた安政五年の政治情勢の一転換、朝廷内秩序の変更を概観したい。

先に触れたように、元和以来の幕府の一貫した朝廷政策は、「禁中並公家諸法度」と、摂関・議奏・伝奏制による朝廷統制にあつた。しかしこのような幕府の政治方針は、弘化・嘉永の対外的危機の進展によつて徐々に変化していく。老中阿部正弘の政治指導のもと、幕府の政治方針は、天皇・朝廷の権威を抑制することではなく、天皇・朝廷の権威のもとに国是の一致を図るという政策に転換したのである。このような幕府の政策転換は、朝廷への外国書奏聞と、意見書提出による諸大名の広汎な政治参加をもたらした。安政五年に至つて、公使ハリスの執拗な要求によって、幕府は通商条約調印を余儀なくされる。ここにおいて老中堀田正睦は、国内世論制圧の切札として天皇の条約勅許を得るため上洛し、朝廷工作を開始する。

この当時閑白の任にあり、朝議を主導していたのは、九条尚忠であった。九条は、当初は大閣鷹司政通と対立して攘夷を主張していたものの、後には幕府への追随・協調路線をもつてその政治方針とするに至つていた。通商条約勅許を求めた堀田に対し、閑白は、三月十一日、幕府への白紙委任を決定する。

### 2、列 参

天皇は、このような閑白の専断に対し「私モ不知又所存不在可笑ナ物ニテ事治定ニ成候事ト誠ニ心配之至ニ候」(近衛忠熙宛辰翰)と当初から激しい憤懣を有していた。我が国建国以来の「天位」を踐み、皇祖・歴代より預かつた国土・万民を慈しむべき「天職」を有する君主として、「国体」を脅かす強大な力の前に立ち塞がり、身をもつて「国体」を守りぬく役割を担わなければならぬ、というのが孝明天皇の御決意であった。

このような御決意のもと、朝議が幕府へ白紙委任を決定した十一日當日、天皇は、議奏久我建通に、朝議決定は御自らの御意志に非ずとする宸翰を授ける。この宸翰を承けて、中山忠能、正親町三条実愛、岩倉具視等が廷臣間に奔走、翌三月十二日、中山・正親町三条両名以下八十八名の公家が朝議撤回の意見書を携えて御所へ列参、夜に入つて百五人の堂上が閔白邸に押し掛け、朝議決定の撤回を要求した。<sup>(3)</sup> 近世を通じて朝廷の政策決定機構から排除され続けていた大臣家以下の公家たちが、「叡慮」を根拠としつつ、閔白主導下の朝廷会議に対して集団的圧力をかけるという事態となつたのである。

三月十七日、親幕派の武家伝奏東坊城聰長は辞任に追い込まれ、かくて十七日の御前評議を経て、三月二十日、堀田正睦へ通商条約を勅許せざる旨の勅答があつた。

条約勅許せずとの叡慮は、幕府経由で、公然と全国の大名に伝達された。四月二十五日、江戸城に諸侯總登城が令せられ、「墨夷之事、神州之大患、國家之安危ニ係リ誠不可容易奉始神宮御代々ヘ被為對恐多被思召…人心帰向ニモ相拘り、永世安全難量、深被惱叡慮候…猶三家以下諸大名ヘモ被下台命再應衆議之上、可有言被仰出候事」として、一層諸侯の公議を尽くすべしとする叡慮が諸大名に伝えられたのである。<sup>(9)</sup> かくて「条約調印不許可の叡慮」は、いまや朝幕間のみならず、全国レベルで明らかになつたのである。

### 3、列參の意義とその政治勢力

そもそも近世朝廷では、議奏・伝奏に任せられた十名余りの公家の外は、親王も百家余の堂上公家も、朝議に参画できない体制であった。列參によって現実化したのは、このような朝廷支配に対し、天皇の叡慮を根拠として異議申し立てをしようとする政治勢力であった。<sup>(10)</sup> 即ち、権大納言久我建通（議奏）、権大納言中山忠能（三月七日議奏加勢）、権中納言正親町三条実愛、侍従兼近習岩倉具視等がその指導者である。清華家でこの動きに合流したのは内大臣三条実万、権大納言徳大寺公純（議奏）であり、攝家でこの動きに同調したのは左大臣近衛忠熙、権大納言（のちに右大臣）

一条忠香であった。彼らは、九条閔白・議奏坊城俊克・武家伝奏広橋光成らの幕府協調派と、鋭く対立してゆく。この結果、孝明天皇とその信任を受けた公家による政治行動が、閔白中心の朝議を覆し、朝廷を独占し始めるのである。鷹司政通は、後に彼らの政治的性格について「其後堂上の方之形勢、御熟考之処、右御使之御旨柄ハ、何レモ不服ニテ、王政御回復之儀ヲ唱ヘ候方、盛ニ有之」（傍点筆者）と述べているが、この政治路線は、宝暦事件、尊号一件以来、朝廷内部に成長しつつあった「朝廷復古」を志向する政治的潮流の結晶化であった<sup>(1)</sup>。それは朝廷復古の阻害要因たる摂関排除を望んだ靈元上皇の宿願を、百七十余年を隔てて実現するものであった。

四月二十三日、失脚した堀田正睦に代わって、井伊直弼が大老に就任した。天皇は、井伊の向背を深く憂慮された。五月十一日、近衛忠熙宛宸翰では「返答振甚不安」「彦根大老職ニ申付之由、其處モ難解方々心配之至ニ候」と井伊大老の条約問題への態度如何を憂慮され<sup>(12)</sup>、五月十三日、閔白・三公を小御所に召して評議された際には、「関東ヨリ先日之返答來申サス定テ其内ニハ何トカ可申來ト深心配候テ、種勘考候處、彼是之次第、且井伊掃部頭大老職申付候儀、何レ押返シ関東之御趣意通り可致所存ト愚案候」と、幕府の態度が如何様であろうとも、条約断じて勅許せざとの線で廷臣の团结を期すべきであるという叡慮を示されていた<sup>(13)</sup>。

#### 4、公卿勅使発遣・三社奉幣の叡慮

このような政局の推移と御憂慮の只中、天皇は、「弘安度の典礼」に拠って、公卿勅使発遣・三社奉幣発遣を発意される。

公卿勅使発遣の趣旨は、朝廷で作成された次の資料によく示されている<sup>(14)</sup>。

一 今度 伊勢公卿勅使被立候ニ付而者先例於宮中表威儀之御裝飾御作法等度被為在候へ共此度之儀者誠天下之大事ニ候得者嚴儀之事件筆者惣而被署只々被盡御誠實寧夷攝伏皇國泰平武運長久之御懇祈專要之

一 蛮夷之儀ニ付而ハ先達而被仰進候通昼夜被惱

宸襟御寢膳等モ不被安御遊宴等茂被為廢候程之御儀ニ候得ハ乍此上猶亦厚勘考可有之事

一 公武御合體之儀ハ不及申何事茂御和談可有之永世公武其御安心之処置頼ミ思食候尤於関東茂專衆議中ニハ可有之候共幸其元參府之序此段申入候事

すなわち、このたびの勅使発遣は、第一に天皇の皇國泰平「御懇祈」の観慮から出たものであること、第二に、國家の安否について観慮を惱まされ、寝食も安からざる天皇の宸憂に厚く思いを致すべきこと、第三に、天皇の願いは、あくまでも公武合体・人心一和にあることが懇切に示されている。

四月二十一日、朝廷は、天皇の内慮を幕府に伝達、三十日、幕府はこの旨を奉承した。公卿勅使発遣に伴つて石清水社・賀茂下上社奉幣も「付行」されることとなつたのは、五月に入つてからのことと思われる。<sup>(15)</sup>

発遣の前後、天皇は、奉幣にかかる日録として、『宸記』を記されてゆく。<sup>(16)</sup> 天皇の念頭には、元寇退散報賽の公卿勅使発遣に際して、御自ら『宸記』を著された伏見天皇の先例があつたものと思われる。天皇は、歐米列強の通商条約奏請を、蒙古襲来以来の国家的危機の再来として捉え、この未曾有の国難に際しての詳細な手録を残し、後代に帝道の規範を示そうとする御意志があつたものと思われる。

ここで行われた公卿勅使発遣・三社奉幣は、安政五年の朝幕関係の転換、天皇の観慮の公然化、朝廷内秩序の変更を如実に反映、従来の朝廷祭祀の枠を越え、期せずして近代の天皇親政・天皇親祭の萌芽を端緒的に示すものとなつた。次章から、上記の点を検討してゆきたい。

## 二 勅使問題

### 1、勅使の顔触れ

三社奉幣の勅使の顔触れは、三月以降の朝廷内秩序の転換を反映し、これ以降急速に浮上して來た政治勢力の代表者から、叡慮によって下命されたものであった。それは、列参による閥白の専断打破に呼応するものであり、天皇自らその股肱の臣を勅使に任命することによって叡慮の貫徹を図る、一種の天皇親祭体制の模索であったと評することができる。以下、勅使任命の事情を見てみよう。

まず四月二十三日に神宮への勅使が、ついで五月七日に石清水社、賀茂下上社勅使人選の内慮が示され、各人に内示された。次に『宸記』から、天皇の勅使任命の内慮を伝える記事を引く。

(1) 四月三日

使神宮上卿 德大寺大納言

上卿 内大臣

以上内慮之事

以閥白申出 御受以兒言上後刻各御禮言上

(2) 五月七日

閥白用談

一 公卿勅使旬之事六月中旬等治定之事

石清水鴨下上社奉幣付行之事

已上上卿内大臣へ可申渡事

一 石清水使 中山大納言

加茂下上社 三條中納言

已上可申渡事

右内勘文六月二三日後至七月上旬勘進可申付事

(1) にあるように、四月二十三日、権大納言徳大寺公純に神宮勅使を、内大臣一条忠香を上卿を命ずとの内慮が示された。『徳大寺公純卿日記』同日条にも「勢州公卿勅使参向御内意被仰下：」とあり、この日、彼が奉幣使任命の内示を受けたことがわかる。<sup>(17)</sup> 同日、一条忠香も、「伊勢公卿勅使上卿御参之儀御内意被仰下候事」との内示を受けていた。<sup>(18)</sup>

翌月に入つて、公卿勅使発遣に伴つて「三社奉幣」が「付行」されることが仰出され、(2) にあるように、五月七日、石清水社奉幣使に権大納言中山忠能を、賀茂下上社奉幣使に中納言正親町三条実愛を当てるべき内慮が示された。この翌日、中山は、一条から石清水社勅使の「御内意被仰下候」内示を受け、また神宮への「公卿勅使儀示談有之」についても内談を受けていた。このようにして、四月二十三日、五月七日の両日、天皇の叡慮により三社奉幣の勅使が内定したのである。

勅使に任せられた彼ら三名は、いずれも三月の列参以来朝廷内に急速に形成されてきた政治勢力の代表者であった。まず徳大寺公純についていえば、朝廷内のみならず幕府内においても、天皇の叡慮を体した硬骨の廷臣として知られていた。さらに、石清水社奉幣使を命ぜられた中山忠能、賀茂下上社奉幣使正親町三条実愛は、いうまでもなく三月の列参の指導者であった。三月七日建白によつて口火を切り、中堅以下の廷臣のリーダーとして三月十二日の列参を主導したのは、七日の建白の筆頭に名を連ねた中山、副に名を連ねた正親町三条実愛である。彼らは、久我建通、大原重徳、岩倉具視とともに、天皇の叡慮を体して朝議を条約締結不許可に導いた首謀者であった。彼らが行つていた政治活動を示唆するものとして『徳大寺公純卿日記』五月二十九日条に次の記事がある。

一 三条前内相府亭行向土佐守近宿大脇沖之進為密使上京於裏方令面会彼是有談論從神宮御用儀ニ付參朝當番中  
山ト有談來月十日發遣日時定十七日發遣二二日御奉納二五日使帰京内勘文清書賜御題点畢

## 一 恐悦予祭主並等以表使恐悦申上候

これによれば、徳大寺はこの日、三条実万邸で土佐藩から派遣してきた密使大脇興之進と面会、また中山と「神宮御用儀」について談じている。四月、三条実万が土佐藩主山内豊信に送った書簡は、「当時御用之人々ニテハ、久我右大将、徳大寺大納言、万里小路大納言、中山大納言、正親町三条中納言、是等之人々ハ随分了見モ有之」と伝えていた<sup>(19)</sup>が、この記事は、三条・中山と共に、徳大寺が、雄藩と連携した水面下の政治活動を行っていた可能性を推察させるものといえよう。いずれにせよ三社奉幣の勅使は、いずれも関白の幕府協調路線に対して、朝廷改革を求める政治路線の代表的公家であり彼らの旗印は、一貫して叡慮の遵奉と、そのもとでの言論洞開であった。

以上のような叡慮による勅使人選の意義について、在京中の梅田雲浜は、次のように評していた<sup>(20)</sup>。

勅定之趣難有事に候。天下人心一洗不堪恐悦候。天朝之思召は、一決之御様子に候。…… 昨日 德大寺殿  
勅使として伊勢之御下りに相成候。神宮之御神意如何有之や。徳大寺殿は和氣清麻呂公之場合にて大任に候。

雲浜は、勅使徳大寺の役割を宇佐八幡神託宣事件における和氣清麻呂に類比している。清麻呂が神慮を根拠として、道鏡の皇位簒奪の野望を阻んだように、徳大寺も神宮の神慮を根拠として、関白・幕府の対外屈從政策を阻む役割を担っているとするのである。梅田雲浜の評語は、勅使発遣の政治的意義をよく言い得ているものといえよう。

## 2、宣命作進

次に、奉幣儀において、天皇の懇願を奉告するという意味で最も重大な意義を有する宣命作進の問題を見てみたい。

近世朝廷において、奉幣の趣旨を皇祖・神々に告げ奉る宣命は、天皇の作成した箇条書（宣命趣意書）を受けて、文章博士が起草、最終的に閔白が取り纏めるものであった。例えば、去る三月二十一日、天皇は賀茂祭・東照宮例幣の宣命に、外夷退散祈願の辞別を付すことを求め、閔白に「尊慮之程以何乍、無左ト申入候、無御存意者、何分御取計可有之存候事」と懇願されている。<sup>(21)</sup>すなわち、閔白を経由することなしには、天皇といえども宣命に自らの意志を

反映することはできなかつたのである。

『宸記』によれば六月一日、天皇は、通例に従つて閔白に叡願の箇条を授け、宣命起草を命じていた。

二日

一 閔白參對面之節今度公卿勅使ニ付宸筆之宣命ニ認予存念願文箇条書ニ致一紙 在別紙 閔白へ渡

しかし天皇は、この一方で、閔白主導で作成される「表向」の宣命と、御自らの叡願を明確に区別されていた。そのことを示すのが『宸記』及び『久我建通日記』所載の次の資料である。<sup>22)</sup>

(1) 安政五年六月十七日

勢州江公卿勅使奉幣畢船一件ニ付為降伏

右宸筆宣命草閔白尚忠作進

但眞之作進ト云ニ而無之相談也

右作進之草ヲ極内々為見左大臣三条前内府徳大寺大納言中山大納言等極密相談轉文有書付也

(2) 一 召 御前今度石清水社宣命中へ貞觀元年為王城鎮護之神託垂跡夷類征伐之咸德干今相輝已垂千歳之事可加入旨御沙汰有之一紙仰詞書付殿下へ申入奉行申渡候且此便大原三位攝州行之事御調ニ相成候様閔白殿御願之旨今日武伝へ御沙汰有之趣…

(1) は神宮宣命起草に関わる『宸記』の記述である。天皇によれば、九条閔白が作成した宣命には問題があり、「左大臣三条前内府徳大寺大納言中山大納言」を御前に召して「極密相談」、親しく相談して「転文」した旨を認められている。『久我建通日記』六月十一日条には、「左大臣三条前内大臣等参入召御前筆宣命之文體不宜ニ付御相談ニ相成候由也」とあり、天皇が近衛・一条・三条と「極密相談」されたのが六月十一日のことだったことがわかる。このように天皇は、表向の宣命と、叡慮を反映した「転文有書付」を明確に区別し、「三条前内府徳大寺大納言中山大納

「言等極密相談」の上の「轉文」こそが眞の叡願を示すものであることを強調されていたのである。

(2) は石清水社の宣命作成に關わる『久我建通日記』の記事である。即ち、六月七日、天皇は、久我を御前に召し、貞觀元年の例に準じた願意の趣旨を「加入」すべき御沙汰を下されていた。

このように、天皇は公卿勅使・三社奉幣の宣命作成に際して、自らの意志を体した廷臣をその作成に参画・関与せしめたのである。

### 3、天皇叡願

天皇はこのように股肱の廷臣を宣命作成に關与させるのみならず、勅使を御前に召し、あるいは「密詔」を賜い、関白を経由しない「眞の叡願」の所在を、勅使に親しくお示しになられていた。以下、『宸記』及び『徳大寺公純卿日記』から関係箇所を引きつつ、この点を具体的に見てみよう。

#### (1) 『宸記』六月一日条

- 一 公卿勅使日時定來十日ト被 仰出兩役恐懼申入之由長橋局申入
- 一 召徳大寺大納言用談

内々宣命之文言予趣意為心得申含書取ニ遺極密

#### 一 公卿勅使ニ付

表祝酒分賜享和度略書付議奏より 同長橋入覽如何事申出就右内議モ略付治定長橋へ

一 自分服調進於常御所由渡覽候而表へ出

『徳大寺公純卿日記』同日条

一 己斜參朝位袍奴袴

#### (2) 『宸記』六月四日条

一 召徳大寺大納言譯之砌於側大乳持出黄金三枚賜之

今度勢州公卿勅使ニ付万事々多且大暑之時分格別苦勞ニ思召雖無例今度以格別

思召賜之申述

畏退

右者右之口状之通り也不為後例事

且又閑白ニ下何方エモ相談譯合無之也然非内秘ニモ也

(見返シ)

安政五年六月四日之日次案

右一紙

『徳大寺公純卿日記』同日条

一 召御前依近、勢州参向災熱苦勞御思召之由判金二枚拝受訖

『宸記』六月八日条

召徳大寺大納言咄内々宸筆宣命草談

『宸記』(仰詞上包)

安政五年六月八日奉行頭弁ヨリ自公卿勅使之一件

(中包)

六月八日

徳大寺大納言ヘ面会之筋内々申置候事書付上候か日は同日故一所上包置候是ハ奉行ノニ而ハなし

『徳大寺公純卿日記』同日条

召御前縷々有御沙汰

一

(4) 『徳大寺公純卿日記』六月十日条

一 召仰參内其後參内侍所拜也兩段再拜也其後參内々方恐悅申上以表使賀申其後有御祝酒兩役林和靖問也  
此間廢日記

(5) 『宸記』六月十六日条

一 德大寺大納言參上勢州參向ニ付御機嫌伺參上・於小座舗逢・宸筆宣命令為見先例也

(1) によれば、六月一日（九条閑白に叡願の簡条を伝える前日）天皇は徳大寺を召し、宣命の趣旨について御沙汰を与えた。(2) によれば、四日にも徳大寺へ黄金三枚を賜い、思召を示された。(3) (4) の記事によれば、このようなお召しは、八日、十日と続き、また(5) によれば、十六日（発遣前日）宣命奏聞に先立つて徳大寺を召し、あらかじめその宣命を披見させている。これら一連のお召しによって、天皇は、徳大寺に御自らの真の叡願を「縷々御沙汰」あらせられたものと思われる。

同様な沙汰は、徳大寺のみならず、中山、正親町三条にも下された。『宸記』六月十二日、十八日条の記事を引いて見よう。

(1)

六月

十二日

一 召 石清水社使中山大納言

賀茂下上社使三条中納言伝表向 宣命之外予極秘願意書取四折 両人へみせ得申合先拜借持退右所存書ハ別

ニ有之

右御一紙

(2) 六月十八日

一 今度中山三条等公卿勅使参向ニ付予極存念去十二日面会尋仍右四折：兩人以富小路出渡 三条へ可伝申出  
(1) によれば、十二日、天皇は中山を御前に召し、「極秘」の願意を沙汰され、この旨を正親町三条にも伝えるよう命じられた。(2) の十八日の記事でも、近習富小路敬直をもって「存念」を兩人に伝達せしめたことが特記されている。天皇は、三月、廷臣に列參を促した時と同じように、近習富小路をもって「密詔」を、中山、正親町三条に賜つたのである。

すなわち、徳大寺に御前で叡願を示された天皇は、中山・正親町三条に対しては、宸翰をもって叡願の箇条を伝達されたのである。この時、天皇が宣命趣意書と共に両名に授けた聖旨は次の通りである。<sup>(23)</sup>

御上包

安政五年六月廿三日

石清水社

賀茂下上社

公卿勅使願文

写 委細書 在包之内

御上包

石清水社

中山大納言

賀茂下上社

三条中納言

右<sup>統</sup>極趣意十二日面会之時及尋仍書付渡備忘写

一 夷一条美爾為天下國家一同可抽忠誠之事

然留遠何カ人心不一致中爾者見込違且利潤爾迷又者閔東江訣之志歟欲成弱計二万事ニ差障之事

是等之事洗滌候様之事

忠魂正實之輩者自然評談數度可有之然留遠誰爾不限偏執誹謗等之邪魔無之様之事

統仁以暗昧之質居帝位候事者常ニ恐縮不少之處如是至大至重之時世殊更心痛無限依之輔佐之輩無之者暫時モ

不能安位事

其上居深窓之内而者世風委細ニ不得知事者自然無念乃基歟依之衆議区々入耳第一之事且平常乃事共相替今度之一条者非常之義故尤役人不及申留非職之者トモ有志之輩者趣意申立可然捨用者衆議之上之事

然留仁趣意申出且談話仁招重波禮波彼是惑乱欲發同役ト而モ不和事是皆輩偏妬心ヨリ所起且統仁申立之事茂疑心懷予利拒絕乃基爾及布是等之事乍小事終爾者大事乃妨歟止寒心候事

彼是如此之内亂無之免爾角天下国家之一大事無忘却様一等相心得

天下泰平國家靜謐永戎狄之患無之様肝要之事

(宣命趣意書略)

心得留

右ニ包

備中檀紙四折

以同紙封包(図略)

四折兩通一ツニ包封

二組  
一包中山大納言へ渡

一包三条大納言へ渡

安政五年六月十八日以富小路中山大納言へ渡於三條中納言者此節議奏加勢免使神事ニ付免小番不參上中山モ神事同上乍議奏本役故集丈者參仍中山へ渡三條中納言へ可伝申渡

右者非表立之儀過日両人面会之節私之祈請心得迄ニ申受度願意故渡之畢竟使之人備忘也

ここでは、天皇の「願意」の内実を、天皇御自身の言葉によって、明白に窺うことができる。これによれば、まず第一に、対外問題が「天下國家」の安危にかかる問題であり、廷臣全員が一致して取り組まなければならない問題であることが確認されている。しかし、それにもかかわらず、一部廷臣は利潤に迷って関東に諂諛し、廷臣としての職分を尽くしていない。このような旧弊を一掃して、朝廷内秩序を一洗、叡慮のもと、朝廷の団結を固めるべき事の重要性が示される。

第一に天皇と「忠魂正實之輩」との接触を妨害すべきではないことが強調される。国家の大事に際しては、衆議を採ることによって朝廷内合意を形成、もって朝廷内の団結を図ることは当然のことである。それ故、天皇のお召しのもと、天皇と「忠魂正實之輩」との「評談」も「數度」に及ぶが、これを有位のものが嫉妬心から妨害すべきではないとされるのである。当時の政局から言えば、「忠魂正實の輩」とは中山・正親町三条等の改革派を指し、「誹謗」の心からそれに妨害工作を行うものは、九条閥白を指すことは確実であろう。

第三条で、天皇は、自らの帝徳の不足の自覚を吐露、重大な時局に際して、補弼の臣の補佐・助言なしには一日も帝位を安んずることのできないことを訴え、賢明の臣の意見上申を求める。現在は平時ではなく、国家の非常時であり、このような時節にあっては通常の「役人波不及申」「非職」の者とも、朝議に参画、天皇を補弼しなければならない。すなわち、朝廷内身分制度の枠を越えて、有能な廷臣が天皇を補佐、「非職」之者トテモ有志之輩波趣意申立可然」その衆議を用いて、国難到来の時局に対処しなければならないのである。このような朝廷内の人材登用・言論洞開の思召に対し、上位にある公家、即ち閥白・摂家が、「妬心」から妨害・誹謗中傷を行うことは最も寒心に耐

えない。

ここには、関白・両役の朝議独占から、有志公家の政治参加により「忠魂正實の輩」の意志が朝議に反映する体制の模索、すなわち天皇の朝政改革の模索が明白に読み取れるであろう。天皇は、この願意を「私之祈請」として、関白経由の朝廷意志「叡願」とは一線を画する「私」の祈願として認識されていた。なぜなら、関白主導の朝議は天皇の叡慮を阻むものであり、朝廷内の言論洞開を決して容認しようとしていなかったからである。三名の勅使は、天皇が親しく御沙汰あられたこの叡願を携え、三社の神前に参向したのである。

六月二十二日、神宮勅使奉幣当日、勅使徳大寺公純は、中臣祭主神祇大副藤波教忠、使王山科生春、忌部真継能弘を従えて、まず外宮に奉幣、宸筆宣命を捧読、ついで内宮に奉幣、宸筆宣命を捧読した。当日、天皇は石灰壇で臨時の御拝あらせられ、その後内侍所にも詣でられた。当日の『宸記』に「但心願在文加不別注慮可知」という一節があるが、その「心願」とは、いうまでもなく天皇が自ら御沙汰あらせられた「密詔」であり、天皇の宮中御拝における祈願もその「密詔」に沿うものであつたろう。二十三日には、賀茂下上社・石清水八幡社に奉幣儀が斎行された。当曰、奉幣使中山忠能・正親町三条実愛は、神前に幣帛を捧げ、宣命を捧読し、叡願の密詔を祈り上げた。彼らが賀茂下上社・石清水八幡社の神前で祈願した願意は、やはり天皇の「心願」に基づくものであることはいうまでもない。天皇は巳半刻、石灰壇で両社を御拝され、さらに夜に入つての東庭御拝でも、両社御拝を「兼勤」されている。

同日午刻、天皇は、御所子座敷にて賀茂下上社奉幣使正親町三条と対面、その復命を受けた。『宸記』によれば、正親町三条実愛は、ここで天皇よりお預かりした密詔を返上した。

一二三日丁卯雨

(中略)

一 午刻過

三条中納言帰参

兩社使無異勤言上渡。一封返上。

以竄小路上

次召小庭舗

金門子  
長榜  
蝙蝠

冷泉宰相誘引了退三条中納言逢

兩社宣命読上方端無異相済誠一點之無滞至極之都合被遂行候且宣命読上御別紙一封拝見祈念之了此上社之節

橋殿之上鶴三羽舞候由余り度ハ鶴ハ不見候全吉瑞之旨社氏畏申入候由言上實可畏事也了而退

(傍点筆者)

翌二十四日、天皇は石清水社勅使中山から復命を受けられた。中山も、天皇より預かった密詔を返上したものと思われる。

一四日戊辰陰

一 関白晚程參仕不參

長橋申入

一 中山大納言參上昨日無異ニ勤仕由言上

二十五日には、神宮公卿勅使徳大寺、祭主藤波教忠が帰京した。天皇は兩人を御学問所に召してその復奏を受けられた。

二五日己巳晴辰一刻前計微震

(中略)

一 徳大寺藤波奉行頭弁万事無異済恐悦申入

少將内侍申入

一 學問所對面詰以富小路申出

小時宜由申入次垂纓袴蝙蝠於學問所中段徳大寺大納言藤波三位奉行頭弁人別進對面義奏當番近臣侍  
從如節朔

一 徳大寺大納言於菊之間賜直衣 夏

## 一 後出禮申入

二十六日には、宮中神事が解け、これをもって公卿勅使発遣・三社奉幣の全儀は終了したのである。以上見て来たように、公卿勅使・三社奉幣の勅使は、いずれも天皇の意向を反映し、閔白の幕府協調路線に対しても、朝廷改革を求める政治路線の代表的公家であり、彼らに天皇が直接授けた願意は、九条閔白への不信任の中、朝廷内の言論洞開を目指すものであった。<sup>(24)</sup>それは、天皇の御慮を「忠魂誠實」の臣が補佐する望ましい体制の模索であり、天皇御自身による、新しい朝政体制、一種の天皇親政・親祭体制の模索であったと評することができよう。

### 註

- (1) 近年の政治史的研究では、次の原口清氏の一連の論文から大きな示唆を受けた。「近代天皇制成立の政治史的背景—幕末中央政府の動向に関する一考察」（遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店）、「孝明天皇と岩倉具視」（『名城商学』第三八卷一号）、「明治太政官制成立の歴史的背景」（『名城商学』第三八卷一号）。
- (2) 幕府の朝廷統制については、高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』三一九号）、同「禁中並公家諸法度についての一考察」（『学習院大学史料館紀要』五）、久保貴子「天和・貞享期の朝廷と幕府—靈元天皇をめぐって」（早稲田大学大学院文学研究科『文学研究科紀要』別冊一四）、深谷克己「近世の国家と天皇」参照。
- (3) 公卿勅使については小松馨「平安時代中期に於ける神宮奉幣使の展開—公卿勅使制度成立に関する試論」（『大倉山論集』二十三輯）、「伊勢公卿勅使の任用をめぐって」（『國學院大學日本文化研究所報』一二四の六）参照。
- (4) 近世の朝儀再興については藤井貞文「近世に於ける神祇思想」（春秋社、昭和十九年）、羽賀祥二「開国前後の朝幕関係」（『日本史研究』二〇七）、米田雄介「朝儀の再興」（辻達也編『日本の近世2 天皇と將軍』）中央公論社刊参照。
- (5) 近世の公卿勅使発遣は以下の通りである。

後光明天皇 正保四年九月一〇日 參議日野綏光、竹屋光長（神宮例幣再興）

靈元天皇

天和二年正月二九日 參議中御門宗顯

(内宮炎上)

桜町天皇

元文五年三月一四日 參議庭田重熙

(御代始)

光格天皇

享和元年三月一八日 権大納言山院愛德

(辛酉御祈)

仁孝天皇

文政二三年五月 參議葉室頭孝

(内宮荒祭宮炎上)

孝明天皇

安政五年六月一七日 権大納言德大寺公純

(外患)

孝明天皇

文久元年

參議広幡忠礼

(辛酉御祈)

(6) 中西正幸「近世の臨時奉幣—近世の大嘗会由奉幣について—」(『続大嘗祭の研究』皇學館大学神道研究所編)。

(7) 『孝明天皇紀』第一、七七三頁。

(8) 『大日本維新史料 井伊家史料六』一八一二一頁。

(9) 『大日本維新史料』第三編ノ五、五七七頁以下。

(10) 列参の意義については前掲高埜論文参照。

(11) このような廷臣の政治的自覚の発生、「朝廷復古」を目指す政治勢力の成長については、藤田覚「寛政期の朝廷と幕府」(『歴史学研究』五九九号)、高畠利彦「近世朝廷論の現在」(『日本史研究の現在』新人物往来社刊所収) 参照。

(12) 『孝明天皇紀』卷二、八五六頁。

(13) 『孝明天皇紀』卷二、八五七頁。

(14) 『九条尚忠文書』第一、一六〇一七頁。

(15) 藤井前揭書、三五頁参照。

(16) 『宸記』原本は、京都東山文庫所蔵。宮内厅書陵部には四種の写本が存し、東京大学史料編纂所にも写本が所蔵されている。その一部は『孝明天皇紀』に引かれている。『宸記』は四冊からなり、そのうち第二冊が「公卿勅使一件」と副題を有し、公卿勅使・石清水社、賀茂下上社勅使発遣の際の日記・宣命草稿、願文等を収めている。本稿の引用は東大史料編纂所本に拠った。『宸記』に関しては荒川玲子「孝明天皇宸記」『日本歴史「古記録」総覧』(下) 一八六頁参照。

(17)

『徳大寺公純卿日記』は「岩倉具視関係文書」（国立国会図書館憲政史料室所蔵所収）写本。

(18)

『一条忠香日記抄』一二四頁。

(19)

『大日本維新史料』第三編の四、一四八頁。

(20)

渡部健藏宛書簡『梅田雲浜遺稿並伝』一〇一～一〇二頁。

(21)

『孝明天皇紀』第一、八五〇頁。

(22)

「久我建通日記」は大日本維新史料稿本（東京大学史料編纂所所蔵）六月十日条より所引。

(23)

この「密詔」は、『孝明天皇紀』第一、九一二～九一三頁に引かれているが、史料編纂所本とは字句の異動がある。

(24)

九条閥白と、一条・中山・三条ら朝廷改革派グループの対抗関係を示すものとして、宣命奏聞の日程問題を巡る紛議がある。

ある。「両社御延引」を図った九条は、天皇の支持を得た議奏久我建通の説得によって、自案を取り下げるをえなくなる。この間の経緯は『一条忠香日記抄』に詳しいが、尚後考を待ちたい。